

**九条俳句不掲載訴訟・控訴審判決**

【文献種別】 判決／東京高等裁判所  
【裁判年月日】 平成30年5月18日  
【事件番号】 平成29年（ネ）第5012号  
【事件名】 九条俳句不掲載損害賠償等請求控訴事件  
【裁判結果】 第一審被告の控訴に基づき、原判決の一部変更  
【参照法令】 国家賠償法1条1項  
【掲載誌】 裁判所ウェブサイト

LEX/DB 文献番号 25449514

**事実の概要**

さいたま市の三橋公民館の利用登録団体であった「かたばみ三橋俳句会」（以下「句会」）は、毎月発行される「公民館だより」の俳句コーナーに、3年8ヶ月間継続して、句会において秀句として選定された俳句を、句会の名称及び作者名を明示して掲載していた。句会の会員である原告Xが、2014年6月24日、句会において詠んだ俳句《梅雨空に「九条守れ」の女性デモ》は、秀句として選定され、「公民館だより」に掲載するため公民館職員に提出された。ところが、公民館職員は、本件俳句は世論を二分するようなテーマに関するものであり、公平中立の立場であるべき公民館の考えであるとの誤解を招く等の理由で「公民館だより」への掲載を拒絶した。なお、Xからの求めに応じて、公民館長は、不掲載の理由を書面で回答しているが、当初、特定の政党の利害に関する活動を禁止する社会教育法23条及び市の広告掲載基準（国内世論が大きく二分する事項の広告を掲載しない）を根拠としていたが、後に撤回して、「公民館だよりは、公民館の事業や地域の活動を広報することを目的とし、公共施設である公民館が責任を持って編集・発行している刊行物でありますので、公平中立の立場であるべきとの観点から、掲載することは好ましくないと判断した」と修正した。

そこで、Xはさいたま市（Y）に対して、本件俳句を「公民館だより」に掲載することを求めるとともに、不掲載により精神的苦痛を受けたとし

て国家賠償を請求して出訴した。

第一審（さいたま地判平29・10・13LEX/DB25547455）は、原告の主張のうち、本件俳句不掲載が原告の人格権を侵害する点だけを認容し、5万円の損害賠償を命じた。要旨は次の通りである。

- ①秀句を「公民館だより」に掲載するとの合意は、法的請求力ある権利を発生するものではなく、Xには掲載請求権がない。
- ②俳句不掲載により学習権を侵害されたという主張については、大人にも憲法26条に基づき、学習権が保障されるというべきであり、社会教育法2条及び3条はこれを前提しているが、学習成果の発表は、学習権の一部ではなく、表現の自由により保障されるものであるから、上記不掲載が学習権を侵害するとの主張はあたらない。
- ③俳句不掲載が表現の自由を侵害するという主張については、表現の自由は、「公民館だより」という特定の表現手段での表現を保障していないこと、Xには掲載請求権がない以上、公民館だよりをパブリック・フォーラムと解することもできないことから、表現の自由侵害の主張もあたらない。
- ④句会が提出した秀句は継続して「公民館だより」に掲載されてきたから、Xが、本件俳句も掲載されると期待するのは当然であって、原告の期待は、著作者の思想の自由、表現の自由が憲法により保障された基本的人権であることをかんがみると、法的保護に値す

る人格的利益であり、これに対して公務員である職員が、著作者であるXの思想や信条を理由とするなど不公正な取り扱いをした場合には、違法となる（最判平17・7・14民集59巻6号1569頁）。本件で公民館職員は、Xが、憲法9条は集団的自衛権の行使を許容するものと解釈すべきではないという思想や信条を有しているものと認識し、これを理由として不公正な取り扱いをしたと認められる。

第一審原告及び第一審被告がそれぞれ控訴した。

## 判決の要旨

本判決は、上記①～③について、原判決「記載の通りであるから、これを引用する」として、掲載請求権に係る主張をすべて否定したうえで、人格的利益の侵害（上記④）について次のように判示した。

社会教育法20条及び地方自治法244条3項等を引用して、「公民館の……目的、役割及び機能に照らせば、公民館は、住民の教養の向上、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与すること等を目的とする公的な場ということができ、公民館の職員は、上記の目的・役割を果たせるように、住民の公民館の利用を通じた社会教育活動の実現につき、これを公正に取り扱うべき職務上の義務を負うものというべきである。

公民館の職員が、住民の公民館の利用を通じた社会教育活動の一環としてなされた学習成果の発表行為につき、その思想、信条を理由に他の住民と比較して不公正な取り扱いをしたときは、その学習成果を発表した住民の思想の自由、表現の自由が憲法上保障された基本的人権であり、最大限尊重されるべきものであることからすると、当該住民の人格的利益を侵害するものとして国家賠償法上違法となるというべきである（最判平17・7・14民集59巻6号1569頁参照）。

これを本件についてみると、……三橋公民館は、句会との合意に基づき3年8か月間にわたり、句会が提出した秀句を一度も拒否することなく継続的に本件たよりに掲載してきており、掲載する俳句の選定を基本的に句会に委ねていたと認められるところ、句会が提出した本件俳句については、

それまでの他の秀句の取扱いと異なり、その内容に着目し、本件俳句の内容が、その当時、世論を二分するような憲法9条が集団的自衛権の行使を許容するものであるとの解釈に反対する女性らのデモに関するものであり、本件俳句には、第一審原告が憲法9条は集団的自衛権の行使を許容するものと解釈すべきではないという思想、信条を有していることが表れていると解し、これを本件たよりに掲載すると公民館の公平性・中立性を害するとの理由で掲載を拒否したのであるから、第一審被告の上記掲載拒否行為は、第一審原告の公民館の利用を通じた社会教育活動の一環としてなされた学習成果の発表行為につき、第一審原告の思想、信条を理由に、これまでの他の住民が著作した秀句の取扱いと異なる不公正な取り扱いをしたものであり、これによって、第一審原告の上記人格的利益を違法に侵害したというべきである。」

## 判例の解説

### 一 図書除籍事件との異同

本判決が引用する最高裁判決（最判平17・7・14）は、公立図書館の司書が個人的な好みや否定的評価によって図書を除籍したことが、著者の人格的利益を侵害するとしたものであって、本件事案とは、①公の施設（地方自治法244条）であり、社会教育施設（教育基本法12条2項）である公的な場から、②著作物に表れた思想等を理由として、これを排除した点で共通している。本判決が、住民の学習成果の発表につき、思想、信条等による不公正な取り扱いをすることは人格的利益を侵害すると結論づけたことは、上記先例からの帰結である。

しかし、③図書館が公衆への図書資料の提供に加えて、著作者にとっては「思想・意見を公衆に伝達する場」である（前記最判）のに対して、公民館は、住民に学習機会を提供する場であって、著作者らが意見表明する場ではない<sup>1)</sup>。加えて、④公民館だよりへの記事掲載は、公民館の利用関係そのものではなく、その編集権は公民館にあり、しかも、いったん閲覧に供された図書を除籍するのは異なり、どのような記事を掲載するかの裁量は広範である。さらに、⑤図書館において、収集除籍基準が定められているのは異なり、

公民館だよりへの記事の掲載基準も定められていなかった。

これらの相違を踏まえて、第一審判決は、句会が選定した秀句は3年8ヶ月の間継続的に公民館だよりに掲載されてきたので、原告の句も掲載されると期待するのは当然であるとして、この期待を人格的利益と捉えた。しかし、この期待は、連載記事が編集上の都合で突然打ち切りになることを想起すれば強固なものとはいえなかった。

これに対して、本判決は、学習成果の発表(=俳句の掲載)を「住民の公民館の利用を通じた社会教育活動の一環」と捉えることによって、上記相違点の解消を試みる。著作者が意見発表の場として主体的に図書館を利用しているわけではないのに対して、本件は、公民館の利用者による本来の利用の延長線上の問題である。こう解することにより、公民館だよりからの排除は、公民館本来の機能・役割である「社会教育活動」からの排除であり、公的な場からの排除という図書除籍事件と同様の枠組みに事件を落とし込むことができた。しかも、公民館が学習成果の発表の場ではないという点だけでなく、編集権が公民館にあるという点さえも本件においては度外視することができたのである。しかし、学習の延長線上に成果の発表を位置づけるのであれば、端的に学習権の侵害といえたのではないかという疑問が残る。

## 二 学習権

旭川学テ事件判決(最大判昭51・5・21刑集30巻633頁)は、憲法26条に基づき、国民各自が「自己の人格を完成させるために必要な学習をする固有の権利がある」として、子どもの学習権に対応する国や教師の責務を措定した。本件第一審判決(本判決同旨)は、大人についても憲法上学習権が保障され、社会教育法2条(「社会教育」とは、「青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動である」)及び3条(国及び地方公共団体は、すべての国民が「自ら實際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成する」努力義務を負う)は、これを前提とする規定であるという。そうすると、公民館は、「實際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行な[う]」(同法20条)社会教育施設であるから、その利用関係は学習権に基づくものと考えるのが自然であり、公民館職

員が、「住民の公民館の利用を通じた社会教育活動の実現につき、これを公正に取り扱うべき職務上の義務を負う」(本判決)のは、学習権に対応する義務と考えることができたはずである。

ところが、第一審判決は、学問の自由が研究発表の自由を含むのとは異なって、学習権には学習成果の発表は含まれないといい、本判決もこれを引用する。旭川学テ判決において、学習権は、「みずから学習することのできない子ども」に対して、教育を施す者の負う責務と構成されたことから、第一審判決は、学習機会の提供を受ける受動的地位と把握したのだろう。が、社会教育法は、成年者に「自ら實際生活に即する文化的教養を高める」(同法3条)ことを期待し、そのための施設として公民館を位置づけているのだから、学習成果の発表の場として実際に機能しているのは当然である<sup>2)</sup>。そもそも、学習成果の発表は学習過程の一部であり、学習とその成果の発表とを切り離すことは困難であろう<sup>3)</sup>。ただ、学習権が学習成果の発表までを含むとしても、「公民館だより」という特定の媒体による発表まで保障されるわけではない<sup>4)</sup>。

## 三 編集権

第一審判決は、「公民館だより」の編集権は事実上公民館の職員にあり、本件俳句を掲載するかどうか職員に判断を委ねられていたと認定した。これは、原告の掲載請求権に係る主張をすべて否定したと表裏の関係にある。特に、学習権と表現の自由とを架橋して、「公民館だより」を「学習成果の発表の場」と位置づけようとする原告主張<sup>5)</sup>に対して、第一審判決が、掲載請求権がないからパブリック・フォーラムともいえないと拒絶した論理は、公民館に編集権があることを前提としたものである。

他方、第一審判決は、「公民館だより」を、市の行政の方針、施策等を掲載する定期刊行物と区別して、「サークルの案内等の記事を掲載するもの」と特徴づける。ここに、単なる広報誌とは区別し、社会教育のための媒体であるという位置づけが表れている。一審原告が、「公民館だより」は、「住民の社会教育、ひいては大人の学習権に資するべく公民館の事業として発行される媒体であるから、公民館に認められる編集権も、かかる趣旨

目的にかなうものであることが必要である<sup>6)</sup>と論じるのは、第一審判決から一步進んで、目的によって編集上の裁量に限界があることを示すものであった。

本判決は、掲載請求権を否定する点では第一審判決をそのまま引用するが、俳句の掲載を社会教育活動の一環と捉えることにより、公民館職員の公正取り扱い義務(地方自治法244条3項)を「公民館だより」の編集にまで及ぼした。そして、次の点を指摘して、編集上の裁量の範囲を狭めたのである。(a) 秀句を掲載するとの句会との合意に基づき、(b) 長期にわたる継続的な掲載がなされてきたこと、及び(c) 掲載すべき俳句の選定を句会に委ねていたこと、以上3点から、継続的に掲載された秀句の取り扱いとは異なり、その内容に着目して掲載を拒否したことの違法性を浮き上がらせたのである。

#### 四 思想、信条等による不公正な取り扱い

本判決は、図書除籍事件判決と同様、本件俳句の排除を思想、信条を理由とする不公正な取り扱いであって違法であると結ぶが、その論理は同じではない。図書除籍事件では、図書館職員が、著書に表れる思想、信条に対する否定的評価から図書を除籍したのに対して、本件では、俳句の内容が「世論を二分するようなテーマに関わる」と解して不掲載としたのである。前者がいわば「観点」を理由とする排除であるのに対し、後者は「主題」を理由とする排除であるとみることもできそうである。第一審判決が「憲法アレルギー」と評したのは、まさに憲法という「主題」を忌避する公民館職員の態度であった。

第一審被告は、本件俳句を掲載することが中立性を害すると判断して不掲載としたのであって、原告の思想・信条そのものを理由として不掲載としたのではないと反論する<sup>7)</sup>。しかし、本判決においてこの区別は重要ではなかった。世論を二分するようなテーマに関わるという認識は、そこに表れた思想、信条に着目することによって行われたからである<sup>8)</sup>。

#### 五 おわりに

本判決は、図書除籍事件判決と同様、思想、信条等を理由として公的な場から排除されない著者

の人格的利益の侵害を認めたのであるが、著者の利益を公民館の利用の延長線におくことによって、公民館職員による編集権の限界を示した点に特徴がある。また、第一審判決の認定によるものであるが、公的機関による広報誌と一括せずに、「公民館だより」を社会教育活動のための媒体と位置づけ、俳句の選定において公民館が実効的なコントロールを行っていなかったことを明らかにした点も評価されてよい。他方で、学習権と学習成果の発表との区別を行うことは、社会教育においてはもちろん、学校教育においてさえ、理にかなったものとはいえない。本判決が、本件俳句の掲載を「社会教育活動の一環」と位置づけたのは、学習成果の発表を学習権と区別できないという認識を示すものではないだろうか。

#### ●—注

- 1) 西村裕一「『9条俳句訴訟』地裁判決」ジュリ1518号(重判解)(2018年)19頁。
- 2) 佐藤一子「『九条俳句不掲載損害賠償等請求事件』の法的問題性と論点」法時87巻13号(2015年)342頁。
- 3) 志田陽子「判批」新・判例解説 Watch 文献番号z18817009-00-011351557(Web版2018年1月12日掲載)。
- 4) 一審原告は、「公民館だより」は学習成果の発表の場であると主張している。佐藤一子=安藤雅彦=長澤成次編『九条俳句訴訟と公民館の自由』(エイデル研究所、2018年)51頁。しかし、一審判決はこれを否定している。仮に、学習成果の発表の場であるとしても、公民館を利用するサークルのどの成果をこれに掲載するかという編集権の存在は否定できない。
- 5) 佐藤一子「九条俳句訴訟から学習権・表現の自由を考える」佐藤=安藤=長澤編・前掲注4)書11頁。
- 6) 「九条俳句」市民応援団「控訴人準備書面(1)」<http://9jo-haiku.com/>(2018年8月9日閲覧)。
- 7) 「九条俳句」市民応援団「被告控訴理由書」<http://9jo-haiku.com/>(2018年8月9日閲覧)。
- 8) 松澤幸太郎「公的機関の発行する出版物と学習権・表現の自由」筑波74号(2018年)63頁以下、79頁。

常葉大学教授 吉崎暢洋